

1 譲渡契約に基づく著作権の譲受人は、その旨を登録しない限り、譲受人としての地位を第三者に対抗することができないが、当該著作権の侵害者に対しては登録なくして著作権を主張することができる。

【○】 著作権登録制度は、正当な権利関係を主張できるための制度であり、権利侵害者に対しては、登録は不要である。(著作権登録 著 77 条 1 項)

2 音楽 CD に施された権利管理情報を除去する行為は、営利目的がなければ、刑事罰の対象とならない。

【○】 営利目的でない著作権侵害は権利者の損害が多くないと考えられる場合は罰せられない。(113 条③, 120 条の 2 三)

3 外国で正規に販売されている日本のポップミュージックの CD を、日本の販売価格より半値以下の場合に、日本に輸入して販売することは、権利者の許諾を得なければ必ず権利侵害となる。

【×】 CD の無断輸入は、国内で市販されているものと同一の市販用 CD などを、輸入してはいけないことを知りつつ、国内で販売するために「輸入」し、「販売・配布」し、又はそのために「所持」すること（販売価格が安い国からの輸入される CD などであること、また国内販売後 7 年を超えない範囲内で、政令で定める期間（4 年と規定）を経過する前に販売等されたものであること）の場合に権利侵害となる。(113 条 5 項)